

健感発 0513 第 2 号
令和 2 年 5 月 13 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第 15 条に基づく調査に関する契約の締結及び覚書の交換について
(一部改正)

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の具体的な取扱いについては、「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」（令和 2 年健感発 0304 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「3 月 4 日課長通知」という。）において、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）における医療機関との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく行政検査の委託契約の締結や費用の支払といった具体的な事務の概要等をお知らせしたところである。

これを踏まえ、「都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する契約の締結及び覚書の交換について」（令和 2 年健感発 0325 第 2 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「3 月 25 日課長通知」という。）において、PCR 検査の事務を円滑かつ適切に実施するため、医療機関が実施した PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）に係る自己負担に相当する金額について、令和 2 年 4 月診療分（5 月請求分）から、その審査及び支払事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託することを可能とすることをお知らせしたところである。

今般、抗原検査が保険適用されたことを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年健感発 0513 第 1 号

厚生労働省健康局結核感染症課長通知)において、3月4日課長通知が改正され、PCR 検査に加えて抗原検査についても新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査として位置づけられたことに伴い、3月25日課長通知によりお示しした社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対する診療報酬の審査及び支払事務に係る契約書及び覚書の文案を別添のとおり改正する(下線部分が変更箇所)。ただし、既に締結済みの契約については、契約当事者の異議がある場合を除き、本通知に基づく改正がされたものとみなし、次の契約時に本通知に基づく契約書に変更することをもって足りるものとする。

なお、この取扱いは、保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課及び医療課にも協議済みであることを申し添える。

以上

(別添 1)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく
調査に関する診療報酬の審査及び支払事務に関する契約書 (案)

「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」及び「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出」に係る診療報酬の算定要件に該当する場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。) 第 15 条に基づく調査に関する診療報酬の審査及び支払事務について、〇〇都道府県知事 (〇〇市長、〇〇区長) (以下「甲」という。) と社会保険診療報酬支払基金〇〇支部長 (以下「乙」という。) との間に次の通り契約を締結する。

第一条 乙は、甲が法に基づいて行う医療費の負担について、毎月、医療機関に対して支払うべき費用 (以下「診療報酬」という。) の内容の迅速適正な審査及び支払事務を引き受けるものとする。

第二条 甲は、乙が前条の規定に基づいて行う医療費の負担について、毎月、医療機関に対して支払う診療報酬について、毎月、概ね 1 か月半分に相当すると考えられる診療報酬の額を乙に概算払するものとする。

第三条 乙は、前条の規定による概算払を受けたときは、各診療担当月の翌々月 20 日までに精算を完了するものとする。

第四条 甲は、社会保険診療報酬支払基金法 (昭和 23 年法律第 129 号) 第 26 条の規定による事務費として、別に定める事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額に毎月診療報酬の精算の基礎となった診療件数を乗じて得た額を乙に支払うものとする。

第五条 甲は、乙に関する帳簿書類を閲覧し、説明を求め及び報告を徴することができるものとする。

第六条 この契約の有効期間は、令和 2 年 4 月 1 日より令和 3 年 3 月 31 日までとする。

第七条 この契約の有効期間の終了 1 月前までに、契約当事者のいずれか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌日において向う 1 か年間契約の更新をしたものとみなす。

この契約の確実を証するため本書 2 通を作成し双方署名捺印の上各々 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日
〇〇都道府県知事 氏 名 (印)
(〇〇市長、〇〇区長)
社会保険診療報酬支払基金〇〇支部
支部長 氏 名 (印)

(別添 1 ・ 別紙)

覚 書 (案)

令和 年 月 日付をもって、〇〇都道府県知事 (〇〇市長、〇〇区長) (以下「甲」という。) と社会保険診療報酬支払基金〇〇支部長 (以下「乙」という。) との間において締結した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する診療報酬の審査及び支払事務に関する契約の実施に関する事項に関し下記のとおり覚書を交換し相互にこれを遵守するものとする。

記

- 1 契約書第二条に定める金額の概算払は、当分の間これを行わないものとする。この場合、乙は甲に対し、毎月分につき医療機関に対して支払う診療報酬を診療の翌々月 10 日までに請求し、甲は、その月の 20 日までにこれを支払うものとする。
- 2 乙は、審査が終了したときには診療報酬等請求内訳書を調製し、診療報酬明細書又は連名簿にこれを添付して甲に提出するものとする。
- 3 契約書第四条の事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額は、全国健康保険協会の管掌する健康保険等の診療報酬請求書の審査及び支払事務に関し、全国健康保険協会と社会保険診療報酬支払基金との間で契約した医療機関に係る事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額によるものとする。
- 4 乙は、精算の基礎となった診療担当件数に基づいて甲に対し、診療担当月の翌々月 10 日までに事務費を請求し、甲は請求のあった日の属する月の 20 日までにこれを支払うものとする。
- 5 診療報酬明細書をその不備その他の理由により医療機関に返送しなければならないときは、乙が当該医療機関に直接送付するものとする。
- 6 返送又は照会中のものでその月の 10 日までに再提出ができないか又は回答のないものは、翌月の審査に附するものとする。
- 7 乙は、甲から審査及び支払の内容について説明を求められたときは直ちに説明できるように常にその内容をつまびらかにしておくものとする。

令和 年 月 日
〇〇都道府県知事 氏 名 (印)
(〇〇市長、〇〇区長)
社会保険診療報酬支払基金〇〇支部
支部長 氏 名 (印)

(別添 2)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく
調査に関する診療報酬の審査及び支払事務に関する契約書（案）

「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」及び「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」に係る診療報酬の算定要件に該当する場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 15 条に基づく調査に関する診療報酬の審査及び支払事務について、〇〇都道府県知事（〇〇市長、〇〇区長）（以下「甲」という。）と〇〇都道府県国民健康保険団体連合会理事長（以下「乙」という。）との間に次の通り契約を締結する。

第一条 乙は、甲が法に基づいて行う医療費の負担について、毎月、医療機関に対して支払うべき費用（以下「診療報酬」という。）の内容の迅速適正な審査及び支払事務を引き受けるものとする。

第二条 甲は、乙が前条の規定に基づいて行う医療費の負担について、毎月、医療機関に対して支払う診療報酬について、毎月、概ね 1 か月半分に相当すると考えられる診療報酬の額を乙に概算払するものとする。

第三条 乙は、前条の規定による概算払を受けたときは、各診療担当月の翌々月 20 日までに精算を完了するものとする。

第四条 甲は、乙の審査及び支払事務の執行に要する費用に充てる事務費として、別に定める事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額に毎月診療報酬の精算の基礎となった診療件数を乗じて得た額を乙に支払うものとする。

第五条 甲は、乙に関する帳簿書類を閲覧し、説明を求め及び報告を徴することができるものとする。

第六条 この契約の有効期間は、令和 2 年 4 月 1 日より令和 3 年 3 月 31 日までとする。

第七条 この契約の有効期間の終了 1 月前までに、契約当事者のいずれか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌日において向う 1 か年間契約の更新をしたものとみなす。

この契約の確実を証するため本書 2 通を作成し双方署名捺印の上各々 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日
〇〇都道府県知事 氏 名 (印)
(〇〇市長、〇〇区長)
〇〇都道府県国民健康保険団体連合会
理事長 氏 名 (印)

(別添 2 ・ 別紙)

覚 書 (案)

令和 年 月 日付をもって、〇〇都道府県知事 (〇〇市長、〇〇区長) (以下「甲」という。) と〇〇都道府県国民健康保険団体連合会理事長 (以下「乙」という。) との間において締結した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する診療報酬の審査及び支払事務に関する契約の実施に関する事項に関し下記のとおり覚書を交換し相互にこれを遵守するものとする。

記

- 1 契約書第二条に定める金額の概算払は、当分の間これを行わないものとする。この場合、乙は甲に対し、毎月分につき医療機関に対して支払う診療報酬を診療の翌々月 10 日までに請求し、甲は、その月の 20 日までにこれを支払うものとする。
- 2 乙は、審査が終了したときには診療報酬等請求内訳書を調製し、診療報酬明細書又は連名簿にこれを添付して甲に提出するものとする。
- 3 契約書第四条の事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額は、診療報酬請求書の審査及び支払事務に関し、〇〇都道府県 (〇〇市、〇〇区) と〇〇都道府県国民健康保険団体連合会との間で契約した医療機関に係る事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額によるものとする。
- 4 乙は、精算の基礎となった診療担当件数に基づいて甲に対し、診療担当月の翌々月 10 日までに事務費を請求し、甲は請求のあった日の属する月の 20 日までにこれを支払うものとする。
- 5 診療報酬明細書をその不備その他の理由により医療機関に返送しなければならないときは、乙が当該医療機関に直接送付するものとする。
- 6 返送又は照会中のものでその月の 10 日までに再提出ができないか又は回答のないものは、翌月の審査に附するものとする。
- 7 乙は、甲から審査及び支払の内容について説明を求められたときは直ちに説明できるように常にその内容をつまびらかにしておくものとする。

令和 年 月 日

〇〇都道府県知事 氏 名 (印)

(〇〇市長、〇〇区長)

〇〇都道府県国民健康保険団体連合会

理事長 氏 名 (印)